

医療機関等の管理者・事務担当者、医療従事者の皆様へ

医療従事者届に関するオンライン届出のご案内

- ▶ 法律の規定に基づき、**医師・歯科医師・薬剤師**の方や、業務に従事する**保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士**の方は、2年に一度、業務従事状況等の届出が必要です。
- ▶ 今年度から、インターネットによる**オンライン届出が可能**になります。
- ※ **原則オンライン届出**としますが、特段の事情がある事業者や医療機関等に勤務しない医療従事者個人は、今年度は紙による届出となります。
- ▶ 各種届出に関すること及びオンライン届出の実施方法については、鳥取市ホームページ（右記 QR コード 又は「鳥取市 医療従事者届」で検索）をご覧ください。
※なお、オンライン届出に関する操作方法等の具体的なお問い合わせは、厚生労働省ホームページのマニュアル参照や厚生労働省のヘルプデスクに直接お問い合わせいただくようお願いいたします。（鳥取県及び鳥取市では回答しかねます。）



〈オンライン届出の基本手順〉

- STEP1** 医療機関等の事務担当者が、インターネットによって申請サイトにアクセスし、専用サイトを利用するための施設 ID を取得。
- STEP2** 事務担当者が、専用サイトにおいて医療従事者ごとに利用者 ID を設定し、医療従事者本人に伝達。
- STEP3** 医療従事者本人が、専用サイトにおいて、届出内容を入力フォームに入力、または、届出内容を記載した届出様式（Excel 様式）をアップロード。
- STEP4** 事務担当者が、医療機関等に勤務する医療従事者の届出データを一括して専用サイト上で登録。

〈オンライン届出のメリット〉

● 医療従事者の方にとってのメリット

- ・次回以降の届出時に、前回登録した内容が表示され、入力が簡便に。
- ・自分の届出内容がいつでも閲覧可能。

● 事務担当者の方にとってのメリット

- ・紙媒体の配布・回収・提出等の手間を省くことができる。
- ・専用サイトによって各医療従事者の届出の進捗状況をいつでも把握可能。